役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条　この規定は、社会福祉法人赤荻保育園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

（1）　役員とは、理事及び監事をいう。

（2）　評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

（3）　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

（4）　実費弁償費とは、役員及び評議員の職務執行に伴い発生する交通費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。なお、出張旅費規程第5条の旅費を受けることができる場合には、第4条の実費弁償費を支給しない。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条　理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。なお、理事会に出席し、かつ同1日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

2　評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。

（役員の勤務報酬等）

第4条　理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表4により報酬及び実費弁償費を支払う。

2　役員が理事会以外の日において、理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

（監事の報酬等）

第5条　監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表3により1日分の報酬及び実費弁償費を支払う。なお、理事会に出席し、かつ同1日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

また、同日にあわせて指導監査立会及び監査業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2　監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払う。

（報酬の支払い方法）

第6条　報酬の支払いは、次のとおりとする。

（1）　第4条については、毎月1日に起算し、当月末に締め切り、翌月20日（当日が金融機関休業日の場合はその前日）に預金口座に振り込む方法により支払う。

（2）　第3条及び第5条については、その都度現金にて支払う。

2　報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額とする。

（適用除外）

第7条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第8条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

令和 3年6月5日　　改訂施行

役員報酬規程別表一覧表

別表1　評議員会、役員会における報酬（単位：円）

区分	日当
評議員・役員	5,000

別表2　車賃（単位：円）

1km当たり	30

別表3　日当（単位：円）

区分	評議員・役員	施設長	その他
A	5,000	5,000	5,000
B	5,000	5,000	5,000
C	5,000	5,000	5,000

別表4　役員勤務日当（単位時給：円）

理事長勤務	2,000

別表5　宿泊料（単位：円）

区分	評議員・役員	施設長	その他
県内出張	10,000	10,000	10,000
県外出張	15,000	15,000	15,000

（備考）　宿泊費指定の場合はその額とする。

日当区分　Aは70km以内（花巻等）

Bは70km以上の東北地区（盛岡・仙台等）

Cは上記以外の地区

＊報酬に関しては年末調整（所得税）があることから差し引く